白河市議会ハラスメント防止条例◎



白河市議会ハラスメント防止条例検討特別委員会にてハラスメントに関する勉強会や条例内容の議論が行われ、9月27日に条例を制定、全会一致で可決され、10月1日より施行されました。



全文を読みたい方は、 こちらのQRコードを 読み込んでください。

条例の中身を詳しく解説(条例文を一部抜粋)

今般のハラスメントに係る一連の事態を重く受け止め、白河市議会として、今後あらゆるハラスメント行為を許さないという決意表明として、前文を設けました。

ハラスメント行為の定義について、現時点でハラスメント行為と想定している(1)から(4)に分類されないハラスメント行為にも対応するため、(5)にて「その他~」として規定しております。

議員としての立場と責務を再確認し、自らの行動も含め、 日頃よりハラスメント行為を 「しない」「させない」という 意識を持つことについて規定 しております。

相談しやすい体制を構築する ため、市役所4階にある議会 事務局に相談窓口を設置する ことを規定しております。な お、相談員は議会事務局職員 が担当します。

ハラスメント行為を公正かつ 適正に調査するため、外部の 有識者から意見を聞くことに ついて規定しております。

ハラスメント行為を確認した場合についての対応と、行為を行った議員の名前の公表、その他必要な措置について、ハラスメント行為という内容を踏まえ、公表にあたっては議会の承認を得ることを規定しております。

白河市議会ハラスメント防止条例

ハラスメントは、基本的人権及び尊厳を著しく傷つけ、住民福祉及び議会 活動に支障をきたし、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。

よって、議会としての役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通して、ハラスメントの防止及び排除に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議員間又は議員から職員へのハラスメントの防止及び 排除のために必要な事項を定め、良好な職場環境を確保することで市政の 効率的運用に寄与し、もって市民から信頼される議会の実現に資すること を目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。
- (1) 言葉、行為等により、相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行 為又は不利益を与える行為
- (2) 社会的又は性的な差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (3) 職務上の地位、役職の優位性を背景に、適正な職権の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (4) 性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害する行為
- (5) その他、人権侵害のおそれのある行為又は個人の職務環境を害する行為 (適用範囲)
- 第3条 この条例は、議員間又は議員から職員へのハラスメントに適用する。 (議員の責務)
- 第5条 議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い 倫理観を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命を達成しなければならない。
- 2 議員は、ハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実に説明責任を果たさなければならない。

(相談窓□)

第6条 議長は、ハラスメントに関する相談等の円滑かつ公正な解決を図る ため、議会事務局内にハラスメント相談窓□を設置する。

(事実関係の把握及び有識者からの意見聴取)

- 第8条 議長は前条の申出があったときは、必要に応じて申出者、相談者又は当事者等に対して事実関係を把握するための調査を行わなければならない。
- 2 前項の調査を公正かつ適正に行うため必要と認めるときは、外部の有識者から意見を聴取することができる。

(対応措置)

- 第9条 議長は、前条の調査によりハラスメントを確認した場合は、議員に対し指導、助言、注意その他改善のための必要な措置を講ずるものとする。
- 2 議長は、議員の氏名の公表その他の必要な措置を講ずるに当たっては、 あらかじめ、議会の承認を必要とする。

付 則

この条例は公布の日から施行する。